

教会・学校査察文書の史料的价值

増 井 三 夫*

(平成6年4月28日受理)

要 旨

1992年10月、筆者はベルリン市ダレムドルフにあるプロイセン枢密国立文書館の前に立つことができた。1979年に小樽の地で初めて同文書館の教会・学校査察文書の存在を知り、以降これを直接解読してみたいという思いを、刊行された史料を読むたびに、心の隅に抱き続けてきた。13年目にしてその思いがかなったが、しかしすぐには文書館の重厚な扉を開けることはできなかった。はたして文書館を利用して文書を読むことができるのか。その逡巡が不安に変わった。その後文書館に入館し、利用法の説明をうけ、文書をひたすらに読む機会に恵まれた。しかしその利用法の第一歩からさえも失敗の連続であった。当のドイツ人研究者でさえその一歩で戸惑っていた。まして筆者のような全くの初心者はおさらであった。いまでもあの時の心理状態がまざまざと思いだされる。その一方で日本語版文書館利用方法があったらあの逡巡と不安を解消できるのではないかと思いつけてきた。そこで、上記の文書館利用法と教会・学校査察文書の史料的价值について紹介し、これとドイツ文字筆記体の変形書体を参考に供したい。

KEY WORDS

Preussisches Geheimes Staatsarchiv

プロイセン枢密国立文書館

Brandenburgisches Landeshauptarchiv

ブランデンブルク州文書館

Acta betreffend die Kirch- und Schulvisitation

教会・学校査察文書

I. 公文書館の利用法

[i] 筆者が文書館および教会・学校査察文書(以下査察文書)の存在とその重要性について初めての知識をえるきっかけとなったものは阿部謹也氏の「西ドイツにおける近代教会巡察報告書の刊行」(小樽商科大学経済学会『商學討究』第23巻第3号, 1972年)であった。阿部氏にはこの他に文書館にかんする論文があるが、いずれも歴史研究における文書館の固有な価値・意味を論じたものである⁽¹⁾。ここではもちろんそうしたことを論じる資格はないが、やはり初めにプロイセン枢密国立文書館およびブランデンブルク州文書館の歴史について一瞥しておく必要がある。プロイセン=ドイツ『宮廷・国家便覧』(1774-1936年)のうち1794-1899年の[Staatsministerium]の項目を通観すると次のように記載されている。1) Geheimer Staatsrath, 2) Geheime Staats-Kanzlei, 3) Geheime Staats- und Landes-Archiv und Registraturenとあり、さらに3)については以下の機関が上げられている。a) Geheimes Archiv-Cabinet, b)

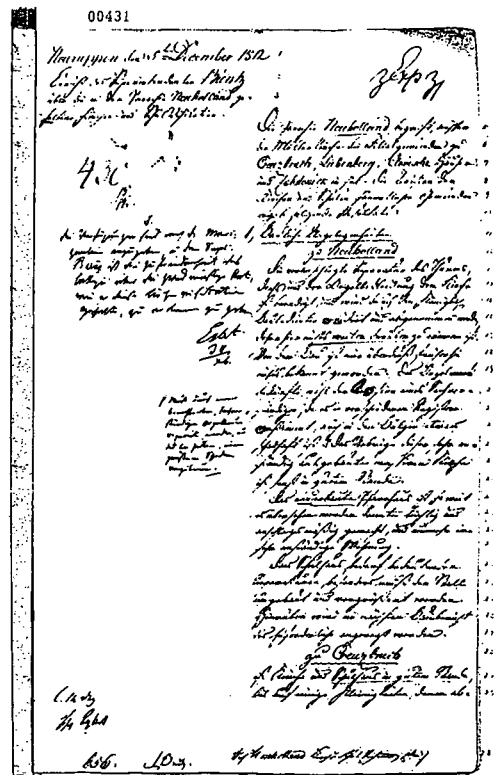
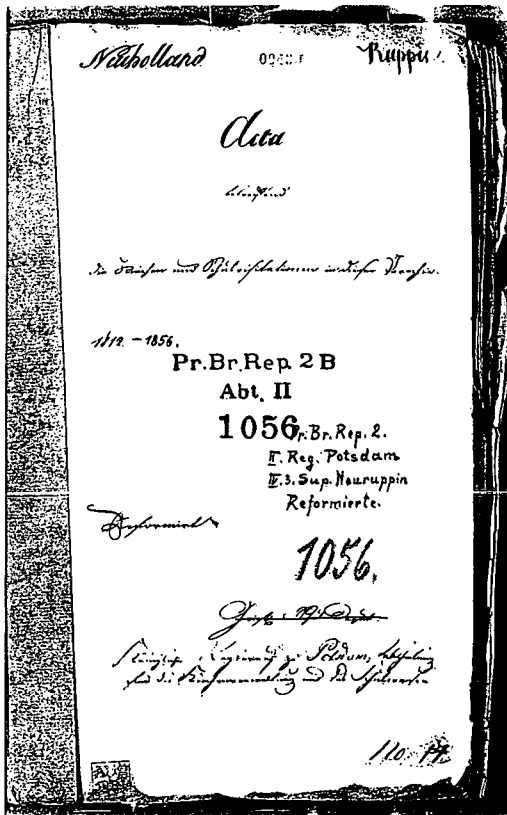
* 教育基礎講座

Geheimes Landes-Archiv, c) Orangerisches-Archiv である。この a) が今日のプロイセン枢密国立文書館, c) がブランデンブルク州文書館である。前者では内閣から発せられたオリジナル文書と極秘文書が保管され、後者ではオランジェリー・サンスーシーに属す州の文書が保管されたのである⁽²⁾。

[ii] ブランデンブルク州文書館のドイツ統一前の名称は Brandenburgisches Landeshauptarchiv (ブランデンブルク州中央文書館) であり、その現住所は Sanssouci-Orangerie 0-1570 Postdam (Tel. 22971) である。ところがこの番地から地図でその所在を探すことは容易でない。同文書館が広大なサンスーシー公園内の小丘にそびえるオランジェリー宮殿内の正面より最右翼におかれているからである。ローマのメディッチ家等に範をとった宮殿を右にそって最奥に行き着く直前左側に文書館の受付がある。そこで利用したい旨を告げると、再び外に出て正面に位置する文書館にはいれるように入口の電動ロックを解除してくれる。ドアを開けると狭いフロアがありすぐに文書閲覧室ドアがみえる。そこへ入ると窓を背にしたカウンターに文書館員(ほぼ女性)がいる。ここで文書館員に閲覧を希望したい旨を告げると、最初にガルドローベ(ロッカー)の鍵を手渡してくれる。それでフロアにでて左側にあるガルドローベ(小さい)に鞆等を取めて再び入室し、文書の閲覧手続きをする。そのさいに利用書に記入することも求められる(これについては後述プロイセン枢密国立文書館の例を参照)。

さて文書であるが、文書館員に研究領域等を説明して文書目録書を貸してもらい、そこから

資料 1



必要な文書登録番号をさがし出して文書の閲覧を請求することになる。事前に文書登録番号を調べて直接それを文書館員に示してもよい。その文書番号とは資料1の[Pr. Br. Rep. 2B, Abt. II, 1056]である。なお資料1の文書はブランデンブルク州文書館所蔵のものであるが、文書の複写は部分頁のみに限定され、コピー依頼用紙(自由にとれる)に記載してお願いすることになる。ところで文書閲覧およびコピーともに当日はできない。日を改めなければならない。それにブランデンブルク州文書館では閲覧室が手狭であるために、予約が必要である。筆者自身も文書館員の予約帳を示されながら交渉したが、とにかく数ヶ月後までみっしりと記帳されていた。筆者は留学中であるということと滞在期間が短いという理由をつけて日時の調整を懇請し、うまく割り込むことができた(しかしそれでも1ヶ月後であった)。閲覧時間は8時から3時(ただし火・水・金曜日は17時30分)までである。

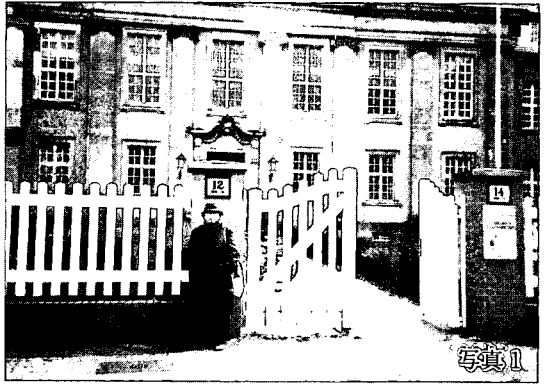
筆者は1993年2月よりブランデンブルク州文書館にかよったが、2月早朝のポツダムサンサーシー公園は冷気に支配されていた。それが皮膚をさす。人影はすくない。ブランデンブルク門近くで市電をおり公園内に入るときにはポツダム大学生数人を数えるのみで、それ以外にときおり公園内の煙草の吸い殻のみを拾う公園掃除人の若者に出合うだけだった。8時15分前後にいつもどおり新迎賓館(Neue Kammern)わきの坂をのぼる。ここにはフリドリッヒ大王の寝室、ヴォルテル専用の寝台のほかに枢密院大臣等と謁見する執務室もある。そうした栄光のプロイセンの象徴を目にしながらその上のオランジェリー宮殿内ブランデンブルク州文書館にむかう。小丘にのぼりつめるとまだ冬枯れの木立から公園内を遠望できる。その風景は往時とかわらない時間を超えた空間のようだ。そうした感慨をもって、数分後に文書館に入館する。筆者の文書がすでに机上に用意されている。18世紀末から19世紀初頭の1村落ノイホルントの農民生活を覗く作業に着手する。ブランデンブルク州文書館はそうした歴史意識を構成する時代的共感ないし歴史的感性を覚醒する場でもあった。

なおポツダム市には旧名中央国立文書館(Zentrales Staatsarchiv)も所在する。統一後は連邦文書館ポツダム分室(Bundesarchiv Abteilungen Potsdam)となる。住所はBerliner Str. 98-101であり、市北東に位置する。ポツダム駅から徒歩(約20分)か市電で統一広場までいき、そこから市電[S.92か93:Glienicke Brücke行き]に乗り、Zentralarchivで下車する。そこから進行方向に向かって5-6メートル先の左側路地に入ればしばらく進むと右手に文書館の建物と門がみえる。その門を入り建物に沿って反対側にでると受付窓口(文書館にしてはどこの工場の守衛所を思わせる)横にでる。ここでパスポートを提示し入館書を発行してもらう。それをもって右先の入口をはいと中庭にでる。すぐに左側のドアより二階に上がり、そこから右に進む。数メートル先のガルデローベ(ここの使用は自由)に持ち物をいれて手前のドアを開けると閲覧室となる。ここでも文書館員との折衝はブランデンブルク州文書館と同様である。ただし連邦文書館ポツダム分室の所蔵文書は19世紀後半期以後のものとなる。

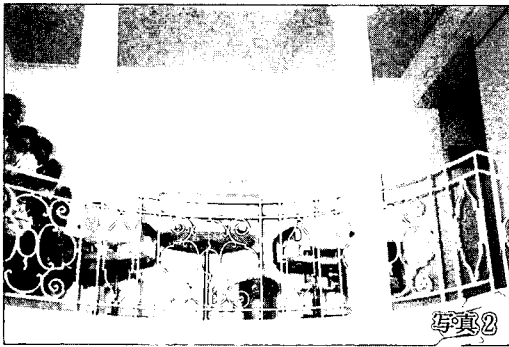
ついでに(a)マグデブルクおよび(b)メルゼブルクの両文書館の統一後の新名称と住所をも次に記しておく。(a)Landeshauptarchiv, Sachsen-Anhalt Hegelstr. 25. 0-3010 Magdeburg, (b)Stiftung Preußischer Kulturbesitz Geheimes Staatsarchiv, König-Heinrich-Str. 370-4200 Merseburg(当館はベルリンのプロイセン枢密国立文書館の分室となる)。

[iii] さて筆者が主として通館したプロイセン枢密国立文書館は、地下鉄[U2]でPodbielski-alleeとDahlem-Dorfの中間にあり、後者の駅から線路にそって右側にある。会館時間は月曜日-金曜日8時-15時30分(ただし火曜日は8時から17時30分)である。閉館時間まで残る利

用者は少ない。筆者自身広い研究室で一人になる場合が少なくなかった。さていよいよ門(写真1)を通りドア右のブザーを押し、ロックを解除してもらって入館する。すぐ右が管理室で、その係員に文書館を利用したい旨を告げ、ガルデローベの鍵を借りて正面の階段をのぼり2階に向かう。2階にあがると[FORSHUNGSSAAL]の扉がすぐに目に入る(写真2)。そこへ入室するまえに左右のいずれかにある(時々移動する)ガルデローベに持ち物をいれる。



なおトイレは階段を正面にして右側3つめのドアが男性用、左側3つめが女性用となっている(いずれもトイレの表示は一切ない)。入室して正面が受付カウンターであり、そこに文書館員が1名いる(写真3)。ここの文書館員は席を外していない場合が少なくないし、また頻繁に長電話をしている。しかしその間じっと待っていないなければならない。文書館員に研究テーマを告げ閲覧希望文書の領域を相談し、その後利用書をもらい、空いている席で記入する(資料2はその縮小コピー、色は薄いワインレッド)。その利用書を提出すると文書館員より利用書[C. Verfügungen]に日付が、さらに[15. Geheimigte Bestände]にも文書整理番号がそれぞれ入れられる。なお利用書を記入している最中に文書館員が文書目録書をもってき



てくれるので、閲覧希望文書名と分類番号を別にメモしておかなければならない。それを利用書と一緒に文書館員に提示する。借り出す文書はべつに貸し出しカードに記入して申し込まなければならない。その見本が資料3(縮小コピー、色は利用書と同じ)[資料4は刊行文献の借り出しカードの縮小コピー、色は白]で、ともにカウンターに常備されている(自由に持ちだしてよい)。昼食のとりかたについても付言しておこう。いずれの文書館もレストランはついていないので各自持参するか、外出して用をたすかしなければならない(外国人は昼食抜きが多い)。館内で食事をする場合はフロアを利用する。ただし数席しかないので立って飲食したりしている。慣れてくると自然に順番ができてくるのがわかる。

申請した文書が閲覧できるには長時間待たなければならない。15時前に貸し出しカードを受付カウンター左脇のケースに入れておかなければならないが、翌日閲覧の場合が多い。翌日再び同じようにして入館し、カウンターで文書館員に氏名と前日に文書を予約したこ



資料 2

Benutzungsantrag

A. Angaben des Benutzers

- Ruf- und Familienname: Margi, Hilke
(mit Schreibmaschine)
- Beruf: _____
- Staatsangehörigkeit: T.S.S.R.
- Anschrift: St. Oskarstr. 12, 10117 Berlin
- Bei Auswärtigen Berliner Anschrift: _____
- Name und Anschrift des Auftraggebers (wenn die Benutzung nicht ausschließlich in eigener Sache erfolgt), bei Dissertationen des Referenten _____
- Zweck und Gegenstand der Benutzung (Thema bitte genau angeben) _____
- Haben Sie wegen dieses Themas schon im Staatsarchiv gearbeitet, einen schriftlichen Antrag gestellt oder eine Anfrage an das Staatsarchiv gerichtet? (Zutreffendes bitte unterstreichen)
_____ wann? _____

B. Erklärungen des Benutzers

- Ich erkläre, daß ich mich nach der Benutzungsordnung des Geheimen Staatsarchivs Preußischer Kulturbesitz richten werde. Deren Text habe ich mit der Zweitschrift dieses Antrags erhalten.
- Ich erkläre insbesondere, daß ich der Verwertung der Erkenntnisse aus Archivalien, die jünger sind als 60 Jahre, die Urheber- und Persönlichkeitsschutzrechte sowie den Schutz der berechtigten Interessen Dritter beachten werde und daß ich für die Verletzung dieser Rechte einstehe.
- Ich verpflichte mich, von Arbeiten, die mit wesentlicher Verwendung von Archivalien des Geheimen Staatsarchivs verfaßt sind, diesem sofort nach Erscheinen einen Abdruck oder, wenn keine Veröffentlichung vorgesehen ist, eine Kopie kostenlos zuzusenden.

Berlin 33, den _____

 (Unterschrift)

C. Verfügungen

- Genehmigt für 19. 93 Re 23.2.93 13. Betreuer: _____
- Art der Benutzung:
 a) dienstlich b) wissenschaftlich c) heimatkundlich
 d) familienkundlich e) geschäftlich f) _____
- Genehmigte Bestände
IX - 4A Rep. 40
IX - - - 2B II
- Benutzerkartei ja/nein

とを告げる。カウンター背後の書架(写真3)にその文書が利用者のイニシャル順に収められている。文書は退館する時に必ず文書館員に返却し、翌日も閲覧するか読了したかのいずれかを告げなければならない。読了した場合には返却する前に文書の表紙裏に添付されている(挟まれている)利用者氏名・サイン・住所(国籍を含む)を記入しなければならない。そして新たな文書の貸し出しを申請する場合には資料3のカードを使用することになる。また文書のコピー依頼の手続きはブランデンブルク州文書館と全く同様である。なおいずれの文書館もワープロが使用できる。ただし事前に許可をえなければならない。(床か脇にコンソートのある机が指定される)。

[iv] 資料3の文書分類番号[X HA Rep. 2B II]は資料1の分類番号[Pr. Br. Rep 2B Abt. II.]と同様ブランデンブルクの教会・査察文書をしめす。文書の書式は資料1の通りである。査察文書は全てドイツ文字

の筆記体で書かれている。書体に査察官の個性が現れており、その解読は筆者にとって容易ではなかった(その書体アルファベットの一部をレジメにあげておく)。筆者自身は小樽時代から少し読んでいたが、慣れるのに時間を要した。しかしブランデンブルク州文書館で解読をこころみたノイホルント村落文書[Pr. Br. Rep 2 2 Dom. Reg. 1780-1782. D 8901]に収められた村長他村民の書体解読はほとんど不可能に近かった。文書館にはドクターの学位をもつ文書館員がおり、随時質問に答えてくれる。筆者はハネローレ・クネフラー女史(写真3)にお世話になった。しかし女史は、入館当初筆者がはたして査察文書を読めるのかと、もちろん言葉には表さないが、随分心配したようである。後日ベルリン自由大学マイネッケ研究所私講師 W.ノイゲバウアー氏にお会いした折りにこの苦労話をしたところ、ドイツ人研究者でも解読は容易ではないよと逆に慰められた。筆者がハネローレ博士のとても美しく優しい微笑みに魅了されながら、なんとか解読した文書はノートにして A 4 片面で500枚を数えたにすぎなかった。

資料 3

4553
GEHEIMES STAATSARCHIV PREUSSISCHER KULTURBESITZ
Zur Beachtung! Bitte mit einem Bestellzettel nicht mehr als drei aufeinanderfolgende Archivaliennummern anfordern! Bezeichnung der Archivalien (mit Kugelschreiber kräftig aufdrücken!):
Σ. HA Rep 2 B II 496 MUSTER
Datum: 23. 2. 95 Benutzer (Bitte in Blockschrift): MASUKI
B. A.

資料 4

Ich bestelle aus der Bibliothek des Geheimen Staatsarchivs		Signatur
Verf. r.		Datum
Titel:		Unterschrift
Band/Jahrgang/Aufl.:		Name (Druckbuchstaben)
Erscheinungsjahr:		
Signatur	Datum	

しかし筆者はこの500枚を通じて18世紀—19世紀初頭のプロイセン農村における生活世界を垣間みることができた。その世界は農民が文字文化を媒体として私的生活圏を拡大し、さらに公的生活圏を形成していく過程のものであった。査察文書に記述された農民の言葉(文字)から権威観および国家観形成史を読みとることができる感性と分析法をマスターしなければならない、この過程と形成史の総体を民衆の自己形成史=学習過程と据える学習社会史が構想されなければならない—こうした思いが、文書を読んでいるさなかに、時折脳裏を覆った。文書は文字どおり一部限りのものである。その文書に刻まれた時代性を感じ、これに新たな意味付与をする冒険こそが研究方法に必要ではなからうか。

II. 教会・学校査察文書の史的価値

[i] 最初に教会・学校査察文書の形態について概観しておきたい。これについてはすでに阿部謹也氏が上掲の「書評」で概括的な紹介をしている⁽³⁾。書評された文献の書名は以下の通りである。Die evangelischen General- Kirchen- und Schulvisitationen in Ost- und Westpreußen. 1853 bis 1944. (Hrsg. v. W. Hubatsch, bearbeitet v. I. Grundemann. Göttingen, 1970.) (他の1冊は略)。筆者もこの文献と「書評」をもとにまず教会・学校査察の形態について鳥瞰的な知識をえておきたい。

宗教改革以降の査察は周知のとおりザクセンにおける「巡察教会」制を「先例」とし、これが全ドイツのルター派領邦教会制の確立・進展の「基礎」となった⁽⁴⁾。この「巡察教会」制がメランヒトンの神学によって正当化されたこともすでに研究史では周知の事柄にぞくすが、その特徴をここで改めて摘要しておこう。「巡察教会」制自体は領邦君主の統治権力と教会制との結合の様式を表示するものであり、その神学上の論拠はルターよりもメランヒトンの神学に依拠している。すなわちメランヒトンは、「教会とは統治権力の提示する社会倫理を教える場」であ

ること、その「社会倫理」を「真の教会の秩序」と同義と据えて、これは「平和と良き秩序とのために作られている」と説き、統治権力がゲマンイデを「信仰を媒介」として「統合」する「正当性」根拠を弁証したのである⁽⁵⁾。このように領邦教会制は教会を統治権力機構の中に編入し、その結果「巡察教会」制は教区民を「統治権力へ」「服従」させ、これを「強化」する「役割を果たす」ものとなった。この「巡察教会」を統括する教会行政機関として1539年にザクセンで宗務局が設置されたのである⁽⁶⁾。一方カトリック派領邦ではその君主は司教権の下におかれ、査察は司教権によって執行された（カトリック派領邦における査察は1550年における大司教会議で決定される）⁽⁷⁾。ここでは査察と領邦君主の統治権力との結合は生じなかったとみられているが、しかし査察自体の使命が教区の「良き秩序」の維持・強化におかれたことについてはルター派と変わらない⁽⁸⁾。

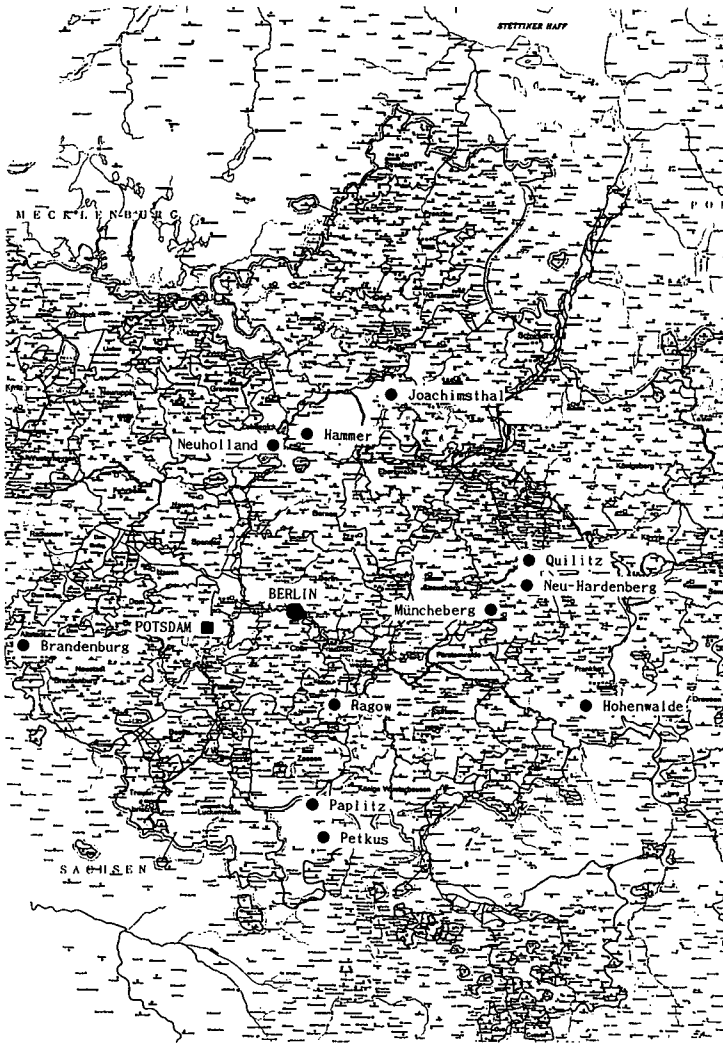
ここでブランデンブルク選定侯時代における査察に目を転じてみよう。1543年の宗務局設置によって恒常的な査察体制が確立され、これによって選定侯はその体制を介して領邦全体の「信仰統一化」を図ろうとした。このプログラムについていま少し説明をくわえておく必要がある。 (a)査察対象は教会財産・教会規程・教区の実態である一教会財産には教会および教区学校建造物の維持・整備とその金庫（会計）検査、教会規程には学校規定がそれぞれ含まれる一。 (b)査察による教区規律化が企図された。これは、第1に定期的な教理教育、第2に日常生活圏の公的秩序化によって、聖俗権威に畏敬し恭順する行動を成型し、教区民を統治権力に「統合」することを追求した⁽⁹⁾。

〔ii〕 さて、その後、査察は「18世紀初頭以来ほとんど中断し」「19世紀初頭から再開される」とみられていた⁽¹⁰⁾。しかしこの見解—従来たしかにこの期間約1世紀の査察の実態について十分な先行研究をみていないが—は再検討される必要がある。18世紀初頭にその後の査察方針を決定つけた勅令が發布されている。すなわち、1710年の『一般査察勅令』⁽¹¹⁾と1715年の『査察実施訓令』⁽¹²⁾がそれである。前者の『勅令』の基本方針は、(a)国王に最高司教権が帰属しこれは等族のパトロナート権に優先する、(b)御料地+私領地を監督区に編成する、(c)監督区住民の信仰生活と私生活圏を紀律する、であった。一方後者の『訓令』で査察対象に指定されたものは、(d)公教理がその教授によって正しく理解され・習得されているか、(e)信仰の適切な強化になっているか、(f)監督区住民が信仰生活と私生活において「全能の神と国王陛下にたいする責務」を果たしているか、である。以上の(a)–(f)は16世紀以前の上掲した査察の狙いとほとんど変わらない。問題はこれが18世紀以降どの程度に実施されていたかである。

ブランデンブルクの査察文書は上掲文書館（プロイセン枢密国立文書館とブランデンブルク州文書館）に所蔵されており、後者の所蔵目録はすでに同文書館より刊行されている⁽¹³⁾。じつはノイゲバウアー氏は本目録より、自律的な教区支配権を有する私領地の存在をあげて、ブランデンブルクでは査察がほとんど実施されていなかったとみている⁽¹⁴⁾。筆者はこれを実際の文書で確認するために、1993年2月より両文書館で18世紀初頭から19世紀30年代の査察文書を調査したが、その結果以下のような結果をえた—筆者が対象とした地帯はブランデンブルクに限定された（その教区名と所在場所は地図1を参照）—。

〔iii〕 第1に、18世紀においては査察文書の形式が一定していないということである。そこで筆者が調査した文書を手がかりにして18世紀の文書形式のモデルを再構成しておこう。査察（事前に監督区の全パトロンと教区民に通告される）は教会（牧師館の場合もある）および教区学校で実施されるが、ここにパトロンと教会理事のほかには教区説教師、キュスター、シュー

地図1



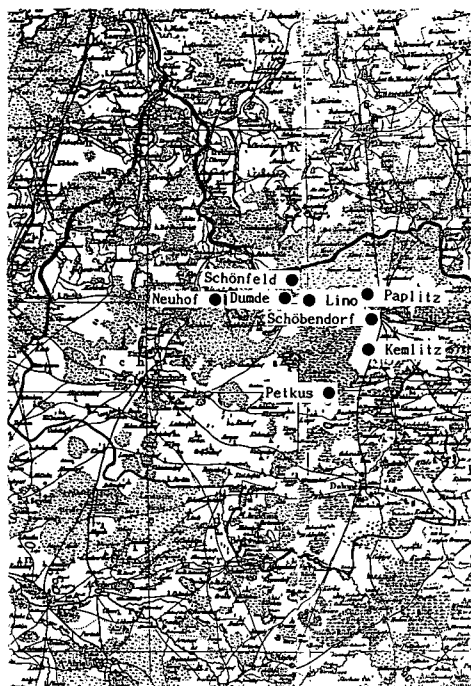
わかるように査察は支教区をふくめた教区全体の就学状況・教師評価・基礎学力・教会礼拝出席状況等におよんでおり、その記述内容は具体的であった（資料5は上記の項目を摘記したものである）。このほかに文書によっては教区査察説教（査察時におこなわれる説教）の全文が添付されており、これも第1級の史料とみなすことができる⁽¹⁵⁾。

第2に、査察の実施状況であるが、筆者の調査では18世紀60年代に私領主所領区域教区に査察がかなりスムーズに実施されはじめていた。その理由は上記(c)が1766年の『教会台帳書式規程』、1763年の『徴兵名簿作成回状』そして1765年の『学籍簿規程』に関連していると考えられる。まず『回状』は徴兵区名簿作成委員会を設置し（その目的は恒常的な兵役者確保）、同時に全監督区の説教師にたいして郡長に教会台帳を提出することを義務づけた⁽¹⁶⁾。問題はこの教会台帳がなぜ徴兵名簿作成に必要なとされたかである。ここで上記の『教会台帳書式規程』が関連してくる。そこでまず台帳で記載される項目一覧を瞥見しておこう。(a)全洗礼者氏名（既婚・

ルマイスターそして全教区民が出席し、査察評価に加わる。査察の対象は以下のとおりである。(a)説教師、キュスター、シュールマイスターの職務・行状評価、(b)教区民の信仰状況評価、(c)生徒の試験結果の評価、である。1810年以降になると査察項目は次の8項目にほぼ確定され、その書式も統一されていくようである。(a)建物（教会・学校）の現状、(b)教会・学校会計検査、(c)教会台帳の作成・管理状況、(d)教会書類整理状況、(e)説教師、キュスター、シュールマイスターの勤務・素行評定、(f)教会・学校理事の活動（姿勢）評価、(g)学校査察結果、(h)教区民の礼拝出席・教会紀律の維持・信仰態度の評価、である。

パプリッツ教区全体の地理的状况は地図2のとおりである。これをみて

地図2



未婚の別、兵役を明記)、(b)夫婦氏名・身分・職業・住所・児童の洗礼引受人・生年月日、洗礼日、洗礼者氏名、洗礼立会人、(c)備考(結婚記録・死亡記録・交際名簿)⁽¹⁷⁾—この項目記載(教区学校教師が記載)が、その管理を含めて、査察の対象となったのである。この項目を見て明らかのように、教区台帳は事実上住民台帳の機能を果たしていた。この台帳が徴兵名簿作成に必要とされたのである。このことはさらに1760年代に教区が軍政上の行政命令に十分対応しうるほどに国家の行政機構の末端単位として編成されていたことをも示唆するものである。その上『学籍簿規程』が生徒個人ごとの就学・学習状況の記載をさだめ—とくに保護者にたいする就学義務履行を督促するとともに—、これにたいする査察官の行政権限を強化したことをも考えあわせると、1760年代以降教区=学区は国家行政事務を処理する単位(=団体)として一法制上のみならず現実機能においても一位置づけられていく過程にあった、と認められる。以上

の点がこの時期以降私領主所領区域教区に査察がかなりスムーズに実施されていった背景として考えられる。

[iv] このように、上段であげた18世紀から19世紀初頭まで査察は「中断」していたとする見解は修正を必要とするであろう。ちなみに19世紀初頭以降「再開」される経緯を簡単に記しておきたい。「再開」は1829年の『監督長への訓令』に端を発し、1854年に福音派高等宗務局の『訓令』で査察項目が再度確認された。これがその後の「基本的な指針となった」(第1次世界大戦まで)のである⁽¹⁸⁾。その項目自体は上記の(a)–(g)と変わらない—しかし教会政策が変更することに留意—。ところで1829年以前のパブリッツ教区査察はすでに1854年の査察項目をほぼ網羅しており、その記載内容の具体性についても資料5から予測されうる。このことは、マルク=ブランデンブルクについてみると、1829年時点ではほぼ全監督区に査察が実施される段階に達していたことを示唆している。これはまた同時に同年の『訓令』が、この現実を前提として、新たな福音派統一教会=国家高教会制をささえる教区体制確立を志向した国家教会政策の第一歩を記すものであったことを意味している。

最後に査察実施までの手順について簡単に記しておきたい。カトリック派の場合は上段で示唆したように査察が司教権によって執行されたが⁽¹⁹⁾、福音派では宗務行政機関によって以下のように実施された。各州宗務局長が査察対象監督区とその時期(耕作・収穫期・市を除く)をベルリン高等宗務局へ申告→宗務省に報告→査察委員会設置(ここに州宗務行政官および学務官が入る)→査察14日前に各教区に通達(教会説教壇よりかつ官報で告知)。このフローチャートは単なる形式ではなくて、これ自体が宗務監督機構とかさなっていた。

資料 5 パブリッツ教区査察報告一覧表 (1812—1827 年)

学 区	出席状況		教師評価		計算(印刷物/手紙文)		読解(印刷物/手紙文)		自分の考えの筆記/箇条文/程度					宗教心/礼拝出席/出席態度					備 考
	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27	12:21:24:27		
Papitz (Papitz教区)	劣等	良好	新任教師	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	* 1: 59名中5名可、* 2: 男性3名/女性2名 * 3: 全員不可、* 4: 敬虔・信神に篤い、* 5: 秩序有り 良好<優秀<敬虔秀	
Kemnitz (Papitz支教区)	劣等	定期出席	非常に高に評価	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	1820年に教師ミューラー一任期、それまで当校は荒廃していた	
Schoenefeld (Papitz支教区)	良好	良好	20年未満がとれる教師着任	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等		
Lino (Papitz教区)	良好	良好	熱心/準備しな	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等	劣等		

註

- (1) 阿部謹也「歴史研究と歴史意識—西ドイツの古文書館について—」『未来』未来社, 1971年 No. 53. 同「西ドイツの地域史研究と文書館」『地域史研究—尼崎市史研究紀要—』第2巻第1号, 1972年。
- (2) Handbuch über der Hof und Staat auf das Jahr 1794-1899, Berlin. (プロイセン枢密国立文書館所蔵) の[Staatsministerium] の項目。
- (3) 阿部謹也「西ドイツにおける近代教会巡察報告書の刊行」『商學討究』小樽商科大学経済学会, 第23巻第3号, 1972年10月。
- (4) 有賀弘『宗教改革とドイツ政治思想』東京大学出版会, 1968年, 116-117頁。
- (5) 有賀弘前掲書, 121-122頁。
- (6) 有賀弘前掲書, 123頁。さらに中村賢二郎『宗教改革と国家』ミネルヴァ書房, 1976年 73-111頁も参照。
- (7) Repertorium der Kirchenvisitationsakten aus dem 16. und 17. Jahrhundert in Archiven der Bundesrepublik Deutschland, Hrsg. v. E. W. Zeeden. Bd. 2, Teilband II, Stuttgart, 1987, S. 24, 30.
- (8) Ibid., S. 26, 31.
- (9) 以上については, 塚本栄美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における『信仰統一化』—教会巡察を中心に—」『西洋史学』第171号, 1993年, 17-34頁を参照。更に同「ドイツ宗教改革の浸透と臣民形成—『信仰統一化』をめぐる研究動向を中心に—」待兼山論叢, 第25号史学篇, 1993年も参照。
- (10) 阿部謹也「西ドイツにおける近代教会巡察報告書の刊行」, 80頁。
- (11) Edict wegen der General-Visitation derer Kirchen, Schulen und Hospitalien und dabey zu beobachtenden Fragen. 法文は, Corpus Constitutionum Marchicarum, oder Königl. Preußis. und Churfürstl. Brandenburgische in der Chur= und Marck Brandenburg, auch incorporirten Landen...1709-1740. (以下 CCM と記す) 1. Teil, 1. Abteilung, S. 434-443.
- (12) Instruction, wornach die Superintendenten, Pröbste und Inspectoren, der Chur=Marck Brandenburg, ein jeder in seinem Dioecesi, die Local-Visitation anzustellen und zu verrichten haben. 法文は, CCM, 1. Teil, 1. Abteilung, S. 513-522.
- (13) F. Beck u. a. (Barb.), Übersicht über die Bestände des Brandenburgischen Landeshauptarchivs Postdam, 1. Teil, (Veröff. des Brandenburgischen Landeshauptarchivs, Bd. 4.) Weimar, 1964.
- (14) W. Neugebauer, Bildung, Erziehung und Schule im alten Preußen. Ein Beitrag zum Thema; "Nichtabsolutistischen im Absolutismus", in: K.-E. Jeismann, Bildung, Staat, Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Mobilisierung und Disziplinierung, Stuttgart, 1983, S. 29f.
- (15) 筆者はクヴィリッツ教区, ホーエンクヴァルト教区, ラゴヴ教区の説教を見ることができた(増井三夫「教区における社会的規律化空間—教区査察による公的生活圏の創出—」上越教育大学研究紀要第13巻第2号, 1994年3月, 58-60頁を参照)。
- (16) Circulare wegen den Land=Räthen jährlich anzufertigen den Cantonisten=Listen, 法文は Novum Corpus Constitutinum Prussico-Brandenburgensium Praecipue Marchicarum...1761-1799. (以下 NCCM と記す) 3. Bd., S. 973f.

- (17) Verordnugn nebst einem Schemate zur bequemen Einrichtung der Kirchen=Bücher und Erleichterung der Vorschriftmäßigen Anfertigung der Jahres=Listen. 法文は NCCM, 3. Bd., S.15-50.
- (18) 阿部謹也「西ドイツにおける近代教会巡察報告書の刊行」, とくに82頁以降参照。さらに Die evangelischen General-Kirchen-und Schulvisitationen, S., XI-XII.
- (19) Repertorium der Kirchenvisitationsakten aus dem 16. und 17. Jahrhundert in Archiven der Bundesrepublik Deutschland, S. 31.

Der historische Wert der Kirchen- und Schulvisitationsakten

Mitsuo MASUI*

RESÜMEE

Das Alphabete der Handschrift der Deutsche Schrift in den Akten betreffend die Kirchen- und Schulvisitation:

[A]

[B]

[C]

[D]

[E]

[F]

[G]

[H]

[I]

[J]

[K]

[L]

[M]

[N]

[O]

[P]

[Q]

[R]

[S]

[T]

[U]

[V]

[W]

[X]

[Y]

[Z]

[B]

* Division of Foundation